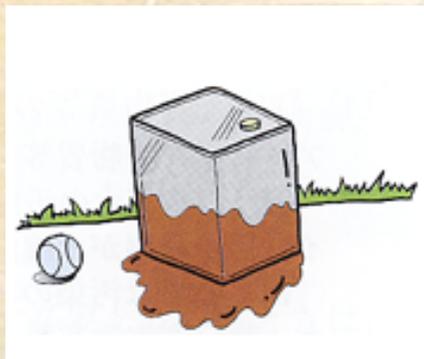


Ⅱ 県民の生活環境の保全等に関する条例について （「土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等」に係る規定）

規定の趣旨

特定有害物質による土壌・地下水汚染は、放置すれば地下水の飲用などによって人の健康や生活環境に影響が及ぶことが懸念されるため、**土壌及び地下水汚染を未然に防止**することに主眼をおき、有害物質の**地下浸透の禁止**、有害物質取扱施設の**点検**などを規定するとともに、**調査義務**、**汚染土壌の拡散防止**や**土地形質の変更時の義務**について規定することで土壌汚染対策法の制度を補完している



法と条例(土壌・地下水に関する規定)の主な比較

	土壌汚染対策法	条例
目的	人の健康の保護	人の健康の保護 生活環境の保全
対象物質及び基準	鉛、砒素、トリクロロエチレン等25物質 土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準	
未然防止のための措置	なし(個別法対応)	地下浸透等の禁止 施設の点検等
実施すべき調査の性質	義務	努力義務又は義務
義務者	土地所有者等 土地の形質の変更を行う者	特定有害物質等取扱事業者 土地所有者等 土地の形質の変更を行う者
基準不適合の場合	要措置区域又は形質変更時 要届出区域に指定	汚染の状況等を公表
措置の実施	要措置区域においては、汚 染除去等の措置を指示	・拡散防止措置の実施義務 ・健康被害を生ずるおそれがある場合は、 汚染原因者である特定有害物質等取扱 事業者には汚染の除去等の措置を命令

・ 県民の生活環境の保全等に関する条例の「土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制」の見直しについて（H21.12.26 愛知県環境審議会答申）

条例の見直しの視点 ① 調査の時機や汚染が判明した場合の措置の明確化
② 改正法の規定との整理

1 特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査

- 特定有害物質等取扱事業所の廃止時等における調査の実施の義務化
- 義務化の対象は、土壌・地下水汚染の事例が多い水質汚濁防止法の特定事業場やガソリンスタンド等に限定する

2 土壌汚染が判明した場合の措置

- 汚染が判明した場合に、特定有害物質等取扱事業者、土地の形質変更を行う者、土地所有者等は、応急措置に加えて汚染の拡散を防止する措置を実施することを義務化
- 実施すべき措置の内容は、汚染の程度や土地の状況に応じたものとする

3 法や条例の規定に基づかない土壌調査（自主調査）の取扱い

- 汚染が判明した場合の知事への報告を規定することで、行政の関与を明確化
- 報告があった場合、知事は必要な助言を行うものとする

4 土地の形質変更時における規定の整理

- 土地の形質の変更に係る規定について、対象となる規模等を法の規定に合わせる

5 汚染土壌処理業の許可に係る生活環境影響調査等の実施

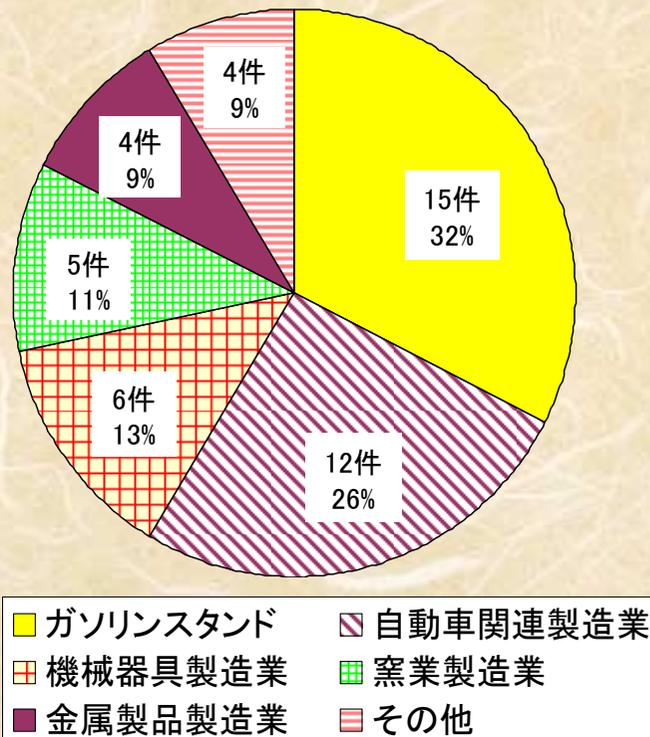
- 汚染土壌処理業の許可申請者に対し生活環境影響調査等の実施義務等を定める

土壌汚染が判明した事例の業種別内訳

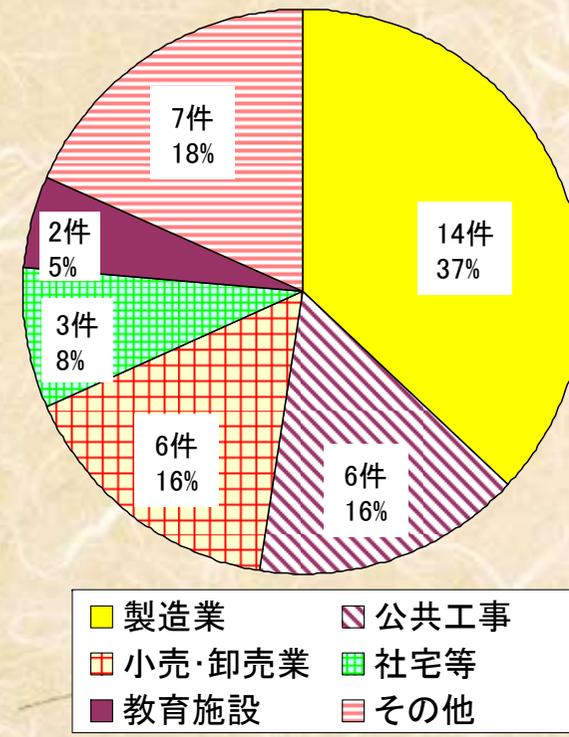
特定有害物質取扱事業所における調査により汚染が判明した事例の業種はガソリンスタンドが一番多く、全体の32%となっている。次いで自動車関連製造業及び機械器具製造業が多く、愛知県の特徴となっている。

自主調査により汚染が判明した事例の土地の用途は、製造業が多く、次いで公共事業及び小売・卸売業の対象地となっている。自主調査の中には、特定有害物質取扱事業所であった土地も含まれている。

条例に基づく調査
(特定有害物質取扱事業所)



自主調査



県民の生活環境の保全等に関する条例(改正後)の概要

規定の趣旨

土壌・地下水汚染は、放置すれば人の健康や生活環境に影響が及ぶことが懸念されるため、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染土壌の拡散防止や土地改変時の義務について規定する

規定の概要

調査を実施すべき契機

特定有害物質等取扱事業所において

- ・土壌・地下水の調査を行う努力義務(第39条第1項)
- ・事業所(限定あり)を廃止するとき(第39条第2項)
- ・土壌・地下水汚染のおそれがあると知事が認めるとき(第39条第3項)

- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の報告(第39条の2第1項)の際に、当該土地に土壌汚染のおそれがあると知事が認めるとき(第39条の2第2項)

【土壌・地下水の汚染状態が土壌汚染等対策基準を超過した場合】

汚染判明時の対応

汚染の拡散を防止するための措置の実施

- ・汚染が判明した場合は直ちに応急措置を講じ、汚染状況、応急措置の内容等を知事に届出(第40条第1・2項)
- ・汚染の拡散防止措置を講じ、措置が完了したときは、完了届出を義務付け(第40条第3・5項)

汚染の除去等の措置の実施

汚染の除去、汚染の拡散の防止等の措置について土壌汚染等処理計画書を提出し、措置が完了したときは、完了届を義務付け(第41条第2・3項)

特定有害物質等取扱事業所において健康被害が生ずるおそれがある場合に知事が措置命令(第41条第1項)

これらの汚染判明時の措置を法や条例の規定により土壌・地下水汚染が判明した全ての事案に対し義務付け

改正後の条例の概要(1)

● 特定有害物質等取扱事業者の義務等(第39条)

- ・ 土壌・地下水調査を実施する努力義務(第1項)
- ・ 水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業者(土壌汚染対策法で調査される土地を除く)及びガソリンスタンド等(※)は、事業所の廃止時に土壌・地下水調査を実施する義務(第2項)
 - ※ 消防法に定める地下タンクでガソリンを貯蔵または取り扱う者
- ・ 土壌・地下水汚染のおそれがあるときは、知事が調査の実施を求めることができる(第3項)
- ・ 土壌・地下水汚染のおそれがあり、特定有害物質等取扱事業者が調査ができないときは、知事は土地所有者等に調査の実施を求めることができる(第4項)

改正後の条例の概要(2)

● 土地の形質の変更をしようとする者の義務等(第39条の2)

… 旧条例第42条の規定を見直し

- ・ 3,000m²以上の土地の形質の変更をする場合は、指針に従って土地の履歴調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない(第1項)

(土壤汚染対策法第4条では着手の30日前までに届出)

- ・ 土地の履歴調査の結果の報告は土地の形質の変更を行おうとする者が行う
(土壤汚染対策法も形質変更者が届出を行う)

・ 履歴調査の内容の見直し

「特定有害物質等取扱事業所の設置状況」の他に、当該土地における過去の有害物質の取扱状況や土壤・地下水調査の結果、飛散、流出等事故の履歴等、汚染のおそれを推定するために有効な情報を調べるものとする。

- ・ 知事は当該土地に土壤・地下水汚染のおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し土壤汚染等調査を求めることができる(第2項)

(土壤汚染対策法では、行政の所有する情報(関係法令の届出、事故報告等)で汚染の蓋然性があると認めるときは土地所有者等に対し調査を命ずることができる)

改正後の条例の概要(3)

- **土地の形質の変更をしようとする者の義務等(第39条の2)**
… 旧条例第42条の規定を見直し
 - ・ **報告を要しない行為を法と整合をはかる**
 - 1 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を区域外へ搬出する
 - ロ 土壌の飛散・流出を伴う
 - ハ 形質変更(掘削・切土)の深さが50cm以上(の部分がある)
 - 2 農業を営むために通常行われる行為(1イに該当する場合を除く)
 - 3 林業の用に供する作業路網の整備(1イに該当する場合を除く)
 - ※ その他、非常災害時の措置や、土壌汚染対策法に規定する要措置区域及び形質変更時要届出区域については、適用除外とする。

改正後の条例の概要(4)

法や条例の規定による調査が行われ、その結果土壤・地下水汚染が判明したすべての事案について、以下の措置を義務付ける

- 汚染の拡散防止のための応急措置(第40条第1項、第2項)
 - ・ 土壤・地下水調査の結果、汚染が判明した場合は、直ちに**応急措置**を講じ、汚染の状況及び今後講ずる措置の内容等についての届出の義務
- 汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置(第40条第3項、第5項)
 - ・ **土壤・地下水汚染が判明し、第1項で届出をしたとき** 又は 当該土地が法に基づく**形質変更時要届出区域**に指定されたときは、**土壤汚染等対策指針に従い汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講じなければならない**
 - ※ 法・条例の対象となるすべての汚染事案に適用
 - ※ 応急措置その他の措置により既に拡散が防止できている場合を除く
 - ※ 汚染原因者が別にいる場合は、その者に措置の実施を求める(第4項、第6項)
 - ※ 措置の内容は汚染の程度に応じたものとして、**土壤汚染等対策指針に定める**

改正後の条例の概要(5)

● 措置命令(第41条)

- ・ 知事は土壌・地下水の汚染により人の健康の被害が生ずるおそれがあると認める場合には、特定有害物質等取扱事業者に対し、汚染の除去、拡散防止等の措置を講ずるよう命じることができる

● 汚染状況等の公表(第42条)

- ・ 知事は、特定有害物質等取扱事業者又は土地の形質変更者から土壌・地下水の汚染について届出があった場合は、必要に応じ公表するものとする
※ その他、自主的な報告については、県の公表基準に基づき公表している

● 勧告対象の拡大(第43条、第45条の2第5項)

- ・ 特定有害物質等取扱事業者が**廃止時の調査**を実施しなかったとき
- ・ 土壌・地下水汚染が判明したが、応急措置を講じなかったとき
- ・ 土壌・地下水汚染の**拡散を確実に防止する措置**を講じなかったとき
- ・ 汚染土壌処理業の許可申請者が**生活環境影響調査**を実施しなかったとき

改正後の条例の概要(6)

● 自主調査に係る報告等(第45条)

- ・ 土壤汚染対策法や条例の規定によらない自主的な土壤汚染等調査(自主調査)を指針に従って行った結果、土壤・地下水汚染が判明した場合は知事に報告するよう努めなければならない(法第14条の申請がされた場合を除く)
 - 自主調査を行う場合の調査方法を指針にて示す
- ・ 知事は措置等について必要な助言を行うことができる
 - 条例に明定することで行政が関与することを位置付ける
- ・ 行政関与は事業者にとってもメリットがある
(適切な措置が行える/住民への理解が得られやすい)

改正後の条例の概要(7)

● 汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等 (第45条の2)

- ・ 汚染土壌処理業の許可申請に先立って**生活環境影響調査を実施する義務**

生活環境影響調査の実施の方法は、廃棄物処理法の規定を基に、調査すべき項目として土壌汚染を追加したものとする。

- ・ 事業者は、生活環境影響調査の結果を**事業計画書に併せて知事に提出**

計画書は、生活環境影響調査の結果の妥当性及び当該調査結果を勘案し計画が作成されているかを判断するため、許可申請の記載事項及び添付資料のうち、汚染土壌の処理に関する内容や、施設の構造、維持管理に関連する内容について、記載する

- ・ 知事は、**生活環境保全の観点からの意見**を述べる
- ・ 事業者は、知事の意見を**事業に反映させる**よう努めるものとする

愛知県土壌汚染等対策指針の改定について(1)

愛知県土壌汚染等対策指針とは

県民の生活環境の保全等に関する条例第38条第1項で、土壌・地下水の調査方法や汚染が判明した場合の措置等に関し、知事が愛知県土壌汚染等対策指針(以下「指針」)を定めるものとしている

指針の改定内容

- ・ 履歴調査の調査内容(調査方法)の見直し
- ・ 調査方法及び措置の内容の見直し
(具体的方法を改正後の法の規定に合わせる)
- ・ 自主調査の調査方法について規定
- ・ 条例で新たに設けられた「土壌・地下水汚染の拡散を確実に防止する措置」の実施の方法等について規定
- ・ 自然由来 又は いわゆる「もらい汚染」による土壌・地下水汚染について、措置の実施を求めないことを規定
- ・ リスクコミュニケーションについて記載し、実施に努めるよう規定する
- ・ 基準不適合土壌の搬出時に、法の運搬基準の遵守、汚染土壌処理業者への委託、管理票の使用等に努めるよう規定

愛知県土壤汚染等対策指針の改定について(2)

愛知県土壤汚染等対策指針の構成 (下線部は内容を変更した部分)

第1 趣旨

第2 土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査

- 1 過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査(履歴調査の内容を見直し)
特定有害物質等取扱事業所の設置状況の他、過去の土壤・地下水調査の結果など、汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報を調査対象とした
- 2 汚染の状況の調査(内容修正:法の規定と整合を図る)
 - ・概況調査では、汚染のおそれが生じた場所の位置で試料を採取することとした
 - ・自主調査は、履歴調査により対象物質・対象地を選定することを基本とした

第3 土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための 応急の措置

- ・法や条例の規定により土壤・地下水を調査した結果汚染が判明したすべての事案に応急措置の実施を求めることとした
- ・応急措置の種類についての記載を整理した

愛知県土壤汚染等対策指針の改定について(3)

愛知県土壤汚染等対策指針の構成 (下線部は内容を変更した部分)

第4 土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の除去等の措置

- 1 汚染の状況(詳細調査の方法を規定:法の規定と整合を図る)
詳細調査の方法を見直し、法の調査・対策ガイドラインの調査方法に合わせた
- 2 汚染の除去等の措置の対象とする土壤の範囲
- 3 汚染の除去等の措置の方法(措置の方法を規定:法の規定と整合を図る)
措置の方法を見直し、法の規定に合わせた
地下水汚染のみが判明した場合の措置について規定した(地下水汚染の拡大の防止or
地下水汚染の除去)

第5 土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散を防止するための措置(新規)

- 1 汚染の状況(詳細調査の方法を規定:法の規定と整合を図る)
第4と同様に詳細調査の方法を見直し、法の調査・対策ガイドラインの調査方法に合わせた
- 2 汚染の拡散防止区域(第4の2と同様に規定)

愛知県土壤汚染等対策指針の改定について(4)

愛知県土壤汚染等対策指針の構成 (下線部は内容を変更した部分)

第5 土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散を防止するための措置(新規)

3 拡散防止措置の方法(第4-3の方法を基に措置を規定)

- ・汚染の除去等の措置の方法を基に拡散防止措置の方法を規定した
- ・土地の周縁において地下水汚染が生じていない場合は、土地の周縁において地下水の測定を行うことができることとした
- ・自然由来 又はいわゆる「もらい汚染」による土壤・地下水汚染について、措置の実施を求めないことを規定
- ・カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素及びぼう素については、基準の超過が土壤溶出量基準の3倍以下である場合は、拡散防止措置の実施を求めないことを規定

第6 リスクコミュニケーションの推進及び措置の期間中の環境保全対策(新規)

1 リスクコミュニケーションの推進(考え方を整理し新たに規定)

リスクコミュニケーションについて新たに記述し、土壤・地下水汚染判明時の適切な対応に努めるものとした

2 措置の期間中の環境保全対策(現行の内容と同様)

改正条例の施行までの経過等の状況

○ 条例の改正

- ・ 平成22年3月26日公布、4月1日施行(汚染土壌処理業に関する規定)
10月1日施行(上記を除く部分)

○ 施行規則の改正

- ・ 平成22年3月30日公布、4月1日施行(汚染土壌処理業に関する規定)
- ・ 平成22年9月24日公布、10月1日施行(上記を除く部分)

○ 愛知県土壌汚染等対策指針の改定

- ・ 平成22年9月28日公布、10月1日施行

○ 改正条例の内容の周知

- ・ 説明会の開催(10月8日ウィルあいち(名古屋市東区)及び10月14日ライフポートとよはし(豊橋市)の2回開催予定)
- ・ パンフレットやチラシの作成・配布、県のWEBページへの情報の掲載等

お問い合わせ先

愛知県環境部 水地盤環境課 規制・土壌グループ

〒 460－8501

名古屋市中区三の丸3－1－2(県庁西庁舎6階)

電話 052－954－6222・6225(ダイヤルイン)

WEBページ <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

メールアドレス mizu@pref.aichi.lg.jp

(届出・報告・申請についての相談・窓口業務は、各県民事務所、県民センター、
新城設楽山村振興事務所の環境保全課)

または、各土壌汚染対策法政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、
春日井市、豊田市)の担当課まで

ご静聴ありがとうございました。